

令和元年度第4回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 令和元年10月10日(木) 午後1時15分開会
場 所 小平市役所5階 505会議室
出席者 会長及び委員14名、計15名(欠席者2名)
議 題 小平市国民健康保険条例の一部改正について
傍聴者 なし

[主な質疑等]

議 題 小平市国民健康保険条例の一部改正について

委 員 : 東京都の指導では6年間で赤字解消すべきとなっているが、小平市の計画では15年間で解消を行うとなっている。この赤字解消を遅らせるということに対し、交付金の減等の影響はあるのか。

事務局 : 保険者努力支援制度(インセンティブによる交付金の加減算措置)においては、6年という期限内での赤字解消達成分の30点という加算は獲得できないが、解消期限を定めていない場合でも計画を策定し、年度ごとの削減予定額を達成した場合には10点の加算を獲得することができる。
ただし、15年かけて赤字を解消していくということは、その期間一般会計からの繰入が発生するので、一般会計の財政に影響を与えるということである。

委 員 : 資料6の5ページの都道府県別の法定外繰入の状況について、東京都が910億円と他の道府県に比較し相当高くなっているがその要因は何か。

事務局 : 東京都の繰入金のうち約6割(647億円)が特別区の繰入金であるということは把握しているが、他の道府県の赤字の状況については別途確認する。

委 員 : 資料6の赤字削減・解消に向けた取組については、生活習慣病・慢性腎臓病・認知症・介護予防への重点取組といった高齢者向けの内容となっているが、若者向けの精神的ケアといった取組は入らないのか。

事務局 : 保険者努力支援制度の中では、精神疾患対策におけるインセンティブの項目はない。

委 員 : 国民健康保険に加入している小平市民のうち、本来であれば被用者保険に加入すべき方に対し、国民健康保険の資格喪失に向けた取組はあるのか。

事務局 : 国保への加入手続きの際に所得状況を確認しているが、給与所得が高い方に対しては、社会保険に加入することができないかという案内、チラシ配布を行っ

ている。

委員：厚生労働省や年金機構と連携し、資格の移行を行うことは検討していないのか。

事務局：年金機構との連携については、過去に調整を行った経緯はあるが、年金情報を市が取得するための要件を満たさず達成には至っていない。

委員：被用者保険側からの意見として、国民健康保険財政は保険税収入以外にも被用者保険からの拠出金（保険料の2割分）にて賄っているが、被用者保険の財政状況も厳しい状況であり、双方支え合う観点から保険税率の改定については必要と思われる。

委員：7月に発行された国保だよりは、保険税の制度など分かりやすい内容となっているが、それ以外にも少子高齢化による医療費の拡大や新たな高度医療の保険適用といった、保険税がどのように使用されているかという中身を周知することが重要ではないか。

事務局：国保だよりの内容については、保険税の利用内容の周知等、来年度の発行時には検討していきたい。

会長：本議題については、今後の国民健康保険税に関する重要な市長からの諮問内容であるため、引き続き審議が必要だと思われる。

次回に審議を継続したいと考え、次回の協議会では、市への答申をまとめることとする。

答申には、各委員の意見を記述する。了承をいただけたら私の方で答申案を作成し、次回皆さまに確認をいただき、さらに意見をいただきたいと思います。次回の会議で資料として答申案を確認いただくことに了承いただけるか。

会長：それでは、特にご異議がないので、次回答申案を示すこととする。

以上